

八戸市公共事業再評価の概要

■ 目的

- 市が実施する公共事業（※）のうち、事業採択後一定期間未着工の事業や、長期間継続中の事業について、必要性や進捗状況等に関する評価を実施。
- 必要に応じて事業の見直しを検討し、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図る。

※ 公共事業 道路、河川、公園、住宅、下水道、学校、漁港等の整備、土地区画整理事業その他の市民生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に係る事業、又は災害復旧に係る事業を除く。）

■ 経緯

平成 10 年度～	国庫補助事業において再評価が義務付け ※国土交通省、農林水産省等所管事業が対象
～平成 15 年度	青森県に評価を依頼して実施 ※H10～15 年度において延べ 5 事業で評価を実施 →結果は全て「継続」
平成 16 年度～	市が評価を実施 ※H16 年度は対象事業なし ※H17～R6 年度において延べ 23 事業で評価を実施 →結果は「見直し」が 1 事業、「継続」が 22 事業
令和 7 年度～	再評価実施事業を見直し ※国の実施要領で再評価の対象とされている事業又は 再評価が特に必要と認められる事業が評価対象

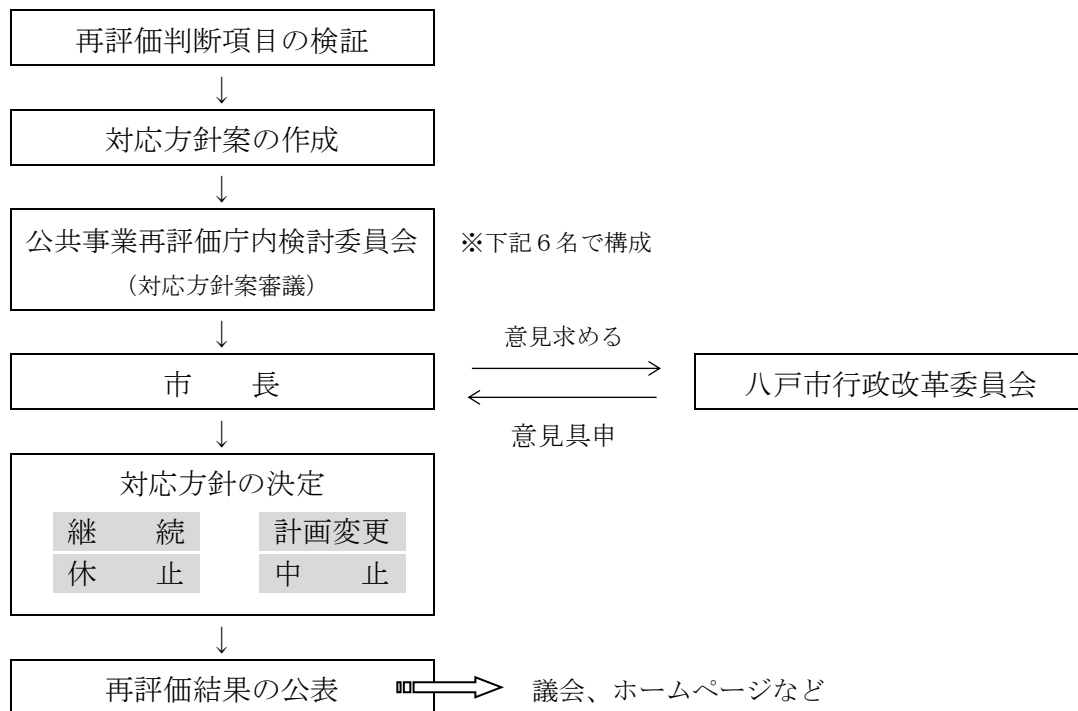
■ 再評価実施事業及び実施時期（公共事業再評価実施要綱第 3 条及び第 4 条関係）

	再評価実施事業	再評価実施時期
①	国庫補助事業等で、当該事業を所管する各省庁が定める実施要領で再評価の対象とされている事業	各省庁が定める実施要領で指定されている年度
②	社会経済情勢の急激な変化等を考慮し、再評価が特に必要と認められる事業	市長が指定する年度

■ 再評価判断項目（公共事業再評価実施要綱第5条関係）

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業の必要性等
- ③ 事業の投資効果
- ④ 事業のコスト縮減等
- ⑤ 環境影響

■ 評価実施フロー



※公共事業再評価庁内検討委員会（事務局：総務部行政管理課）

委員長	総務部を所管する副市長
委員	総務部長（職務代理者）
	総合政策部長
	財政部長
	建設部長
	都市整備部長